

## 改元に関するご案内 Q&A

日頃より城南信用金庫をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

2019年5月1日の新天皇即位に伴う改元による、当金庫の取り扱いをご案内いたしますのでご確認ください。

### 1) 帳票類について

Q 旧元号が印字されている帳票や申込書等は引続き使用できますか？

A 2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。  
新元号への訂正も可能ですが、そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。「元」年、「1」年とする際には次のQの要領でご記入ください。

Q 帳票や申込書等に印字されている旧元号の訂正はどのようにすればいいですか？

A 「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけますが、お客様が新元号に訂正する場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。旧元号を訂正する場合の訂正印は原則不要です。

〈例〉2019年5月7日の日付を記入する場合

- ①平成31年5月7日
- ②〇〇（新元号）  
平成1年5月7日
- ②〇〇（新元号）  
平成元年5月7日

### 2) 手形・小切手について

Q 平成が印字されている手形・小切手は引続き使用できますか？

A 2019年5月以降も、振出日、支払日を問わず「平成」表記の手形・小切手類はそのままご使用いただけますが、訂正する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。旧元号を訂正する場合の訂正印は不要です。

〈例〉 2019年5月7日の日付を記入する場合

①平成31年5月7日

②〇〇（新元号）

平成1年5月7日

②〇〇（新元号）

平成元年5月7日

Q 新元号の小切手・手形を改元後、すぐに受け取れますか？

A 小切手・手形については、和暦の元号を使用することになっています。

- ・小切手の発行については、2019年5月7日以降の発行依頼分より、新元号にて発行いたします。
- ・手形用紙の発行については、変更に対応の期間を要するため、当面の間は、旧元号「平成」表記となります。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い致します。

なお、お手元の「平成」表記の手形・小切手も引き続き使用可能です。